

第 11 回生物多様性部会専門部会における議論の概要

令和 5 年 10 月 20 日に開催した、県中央新幹線環境保全連絡会議「第 11 回生物多様性部会専門部会」において、委員からいただいた主な意見は次のとおり。

※意見交換会に参加いただいた皆様に分かりやすいように、委員の意見を要約してあります。

1 順応的管理

- ・順応的管理をしていくのであれば、J R 東海が生態系がどのように変化するか仮説を立て、仮説と実際のずれを検証していくことが必要になる。
- ・「順応的管理」という言葉があいまいに使われており、影響が出た場合に後で考えればよいという意味で使用されないように注意が必要。
- ・順応的管理において、損失に関する評価をする場合は、事前の調査が重要。数年は調査を実施すべき。
- ・J R には、影響が出た場合に、書いていることを確実にやってもらう事が大事。影響の有無を判断するには、事前の調査が重要。

2 国論点 1 : トンネル掘削に伴う地下水位変化による沢の水生生物等への影響と対策

【類型化】

- ・沢の類型化に使用したデータは、1 回のみで、科の単位である。使用したデータが不足している可能性があるので、国有識者会議の 8 類型が適切であるか確認すべき。

【代替措置】

- ・沢が枯れた場合の対応を考えておく必要がある。代償措置について、具体例が 3 点挙げられているが、実施が困難ではないか。その場合、生物多様性オフセットとして、失われたものに対して別の方法で環境に貢献することを関係者と合意のうえ、記載する必要がある。
- ・お花畑のある高標高部の環境が失われた場合、同じ環境を創出することは不可能。

3 国論点 2 : トンネル掘削に伴う地下水位変化による高標高部の植生への影響と対策

- ・高標高部については、J R が今年色々な調査を行い、概ね問題はない結果が示された。断層が地表近くまできている地点が課題として残っている。

4 国論点3：地上部分の改変箇所における環境への影響と対策

- ・放流水により河川の水温が高くなると生物間の相互作用が変わり、必ず生態系に影響があるので、代替措置やオフセットを考えるべき。また、順応的管理の対象とすべき。
- ・環境基準値は、人間の生活環境を守るためのもので、生物を守るための基準値ではない。生物を守るための管理値を考えるべき。大井川は清流であり、濁度の環境基準（25mg/l）を守ればそれでよいものではない。
- ・発生土置場の妥当性については、地質構造・水資源部会専門部会で検討している。